

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	21 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月

平成11年10月に別の会社に転職してから数か月後に、自宅に来た市の職員から、申立期間が国民年金の未加入期間であるため、加入するよう勧奨を受けた。1か月分の国民年金保険料を支払った記憶も有るので、納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成5年4月1日から11年9月21日までの厚生年金保険被保険者期間と同年10月4日から13年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるところ、オンライン記録から、申立人の妻の11年9月21日の国民年金の第3号被保険者の非該当処理及び同年10月4日の該当処理が、いずれも12年1月19日に行われていること、並びに申立人の妻の当該期間に係る国民年金保険料が同年2月23日に現年度納付されていることが確認できる。

申立人の妻のこうした種別変更処理は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき行われたものであるところ、申立期間当時、国民年金被保険者の種別変更手続及び国民年金保険料の現年度納付は、市町村において行われていたことから、当時、申立人が居住していた市において、申立人が申立期間について第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料を納付することが必要である旨把握されていたと考えても不自然ではなく、このことを前提にした上で、当時、申立人が居住していた市においては、国民年金推進員による戸別訪問が行われていたことを踏まえると、申立人が、申立期間について国民年金の加入勧奨を受けた可能性を想定しても、不合理ではない。

また、申立期間に係る国民年金の加入勧奨を受け、国民年金保険料を納付し

た経緯についての申立人の説明は、具体的かつ詳細であり、不自然な点は見当たらない上、「それまで会社を何度か変わったが、見せられた資料に、過去に勤務した複数の会社の名称が記載されていたことを覚えている。」と供述しているところ、その時点で、申立人には、複数の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録があるが、申立人の妻には、一つの事業所に係る厚生年金保険被保険者記録のみであり、こうした供述からも、当該加入勧奨が、申立人に係るものであったことがうかがわれるほか、申立人が納付したとする金額も、実際の保険料額とほぼ一致している。

その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 1057

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年12月まで

申立期間当時、親から「健康保険や年金は自分で加入しなければいけない。」と言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、毎月、市役所に国民年金保険料を持参していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、明確ではないものの、20歳到達後すぐには行わなかったと思う旨供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和60年4月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、同年同月に行われたと考えられる。

このため、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの期間については、国民年金加入手続後の期間であるところ、申立人は、61年1月21日に厚生年金保険に加入したことを契機として、一旦国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人が所持する年金手帳の記載状況等から判断すると、当該資格喪失手続は、その当時適切に行われたものであると考えられ、加入手続後の期間について、その後の資格喪失手続を適切に行っているにもかかわらず、あえて国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和59年5月から同年12月までの期間については、国民年金加入手続の時点で、遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であり、また、60年1月から同年3月までの期間についても、加入手続の時点であれば現年度保険料の納付期限内であるものの3か月分の保険料をまとめて納付しなければならない期間であるが、申立人は、保険料は毎

月納付していたとするとともに、「加入手続の際に、過去の未納分について指摘を受けたが、まとめて支払う余裕が無かった。」旨供述していることなどを踏まえると、申立期間のうち、59年5月から60年3月までの期間についてまで、保険料が納付された可能性は低いと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和59年5月から60年3月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで  
② 昭和49年4月から61年3月まで

昭和47年4月から国民年金に任意加入し、その後も継続して国民年金保険料を納めていた。国民年金手帳にも、同年同月から同年6月までは保険料納付の記載があるので、その後の記録が漏れているのではないかと。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間①に係る国民年金被保険者資格取得年月日は昭和47年9月6日となっており、申立期間①のうち同年4月から同年8月までの期間は国民年金の未加入期間となっているところ、当時申立人が居住していたA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳をみると、当初、同年3月31日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得したものを、後に資格取得年月日を同年9月6日に訂正していることから、同年4月から同年8月までの期間についても、一旦は国民年金の加入期間とされていたことがうかがわれる。

また、前述の国民年金手帳をみると、申立期間①のうち昭和47年4月から同年6月までの国民年金印紙検認記録欄に、同年9月6日付けの検認印が押されている上、切り取られず残っている国民年金印紙検認台紙においても、当該期間に係る国民年金保険料額と一致する金額の国民年金印紙が貼付されていることから、申立人が、同日に、当該期間に係る保険料を納付したことが確認できる。

こうした状況から判断すると、申立人は、昭和47年9月6日に国民年金被保険者資格の取得手続きを行い、その際、任意加入被保険者として同年3月31

日まで遡及して被保険者資格を取得し、その日に同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したものの、本来、国民年金の任意加入対象期間については、資格取得手続の時点から遡及して被保険者資格を取得することはできないことから、後に資格取得年月日が同年9月6日に訂正されたものと推認されるが、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらないことから、申立期間①のうち昭和47年4月から同年6月までの保険料は納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立人が昭和47年9月に国民年金の任意加入手続を行ったことを前提にすると、申立期間①のうち同年7月から同年9月までの国民年金保険料についても、同年4月から同年6月までの保険料を納付した際に併せて納付し、同様に国民年金手帳に検認印が押されることとなるのが自然であると考えられるが、前述の国民年金手帳の同年7月から同年9月までの検認記録欄に検認印は押されておらず、印紙検認台紙にも当該期間に係る保険料額と一致する金額の国民年金印紙は貼付されていないことから、これら保険料納付が併せて行われたとは考え難い。

また、申立期間②は、申立人が昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、61年4月1日に国民年金の第3号被保険者資格を取得するまでの期間であるが、申立人は、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料納付についての具体的な記憶は無く、当該期間に係る国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間②は国民年金の未加入期間となっている上、前述の国民年金手帳においても、昭和47年9月25日に国民年金被保険者資格を喪失後、61年4月1日に第3号被保険者として資格取得した旨記載されており、申立期間②について国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②は12年と長期に及んでいる上、申立人は、申立期間②において3市に居住しているが、これほど長期にわたり、かつ、複数の市において、行政側の事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

このほか、申立期間①のうち昭和47年7月から同年9月までの期間及び申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1702

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社C営業所に勤務していたが、昭和34年10月1日に同社D営業所が開設されたため、C営業所からD営業所に転勤することとなった。

昭和34年9月21日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料は、C営業所で控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所からD営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたE公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所に

届けたと推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1703

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和61年6月16日であると認められることから、同社B営業所における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月16日から同年6月16日まで

私は、A社B営業所に昭和61年6月15日まで勤めていたが、厚生年金保険の加入記録を見ると、同年5月16日資格喪失となっている。年金記録が間違っているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社B営業所における離職日は昭和61年6月15日となっており、申立人は、申立期間においてA社B営業所に継続して勤務していたと認められる。

また、C社から提出された退職者名簿においても、申立人の退職日は昭和61年6月15日と記載されていることが確認できる。

さらに、A社B営業所の厚生年金保険被保険者原票により確認できた申立人の健康保険番号の前後10人の同僚の被保険者期間について調査したところ、現在も在職中の2人を除く8人の同僚全てについて、退職者名簿に記載されている入社日及び退職日の翌日と被保険者資格の取得日及び喪失日が一致している上、雇用保険の記録が確認できる同僚については、入社日及び退職日が雇用保険の記録と一致していることから、事業主が同名簿の入社日及び退職日の翌日を社会保険事務所（当時）に届け出たことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和61年6月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和61年4月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 10 日から 42 年 8 月 17 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 8 か月後の昭和 47 年 4 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、申立人の資格喪失日である昭和 42 年 8 月 17 日の前後に資格喪失し、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた 11 人の被保険者原票には、いずれも脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある一方、申立人については、「脱」表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人は昭和 42 年 11 月 \* 日に婚姻し改姓しているところ、申立人の被保険者原票及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず、旧姓のままとなっているが、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 1705

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 1 日から 32 年 9 月 19 日まで  
結婚のためA社B工場を退職したが、脱退手当金は請求していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2年5か月後の昭和35年2月19日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和33年6月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が最初に就職した同社における1年5か月の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 1706

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年3月及び同年5月から19年1月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から19年2月1日まで

申立期間において、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、給与支払明細書の金額と異なっているため、正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年3月及び同年5月から18年11月までについては、申立人から提出された給与支払明細書及びA社が保管している給与勤怠支給控除一覧表から、申立人が主張するとおり、総支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び給与勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間のうち、平成17年3月及び同年5月から18年11月までは34万円とすることが妥当である。

また、申立人が給与支払明細書を保管していない平成18年12月及び19年

1月については、直前の期間の給与支払明細書から厚生年金保険料控除額及び総支給額が同額と推認されることから、34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成16年9月から平成17年2月まで及び同年4月の標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び給与勤怠支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認でき、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、平成17年3月及び同年5月から19年1月までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支払明細書及び給与勤怠支給控除一覧表において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支払明細書及び給与勤怠支給控除一覧表において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年8月までの期間及び57年8月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の平成17年5月から18年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年8月まで  
② 昭和57年8月から59年3月まで  
③ 平成17年5月から18年12月まで

申立期間①当時は、地域で区長や組頭が毎月集金しており、自分で国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、金額を書いた国民年金保険料の納付書が2回送られてきたため、国道沿いの郵便局で納付した。金額は、約7万円と約13万円だった。

申立期間③については、自宅に社会保険事務所（当時）から女性が来て、国民年金保険料の申請免除の手続きをしてもらったと思う。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付についての具体的な記憶は無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿いずれも、国民年金の被保険者資格取得年月日は同年3月15日となっており（オンライン記録は、平成17年7月に、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日に合わせて、資格取得日を昭和46年3月16日に訂正済み。）、申立期間①は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間①に

ついて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、初めて国民年金の被保険者となった日として昭和46年3月15日と記載されており、行政側の記録と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた時期に、二度、国民年金保険料を遡及して納付した記憶が有るとしているが、納付した時期についての具体的な記憶は無い上、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、申立人は、申立期間②直後の昭和59年4月から60年3月までの期間に係る保険料を、61年7月に過年度保険料として遡及納付しているが、その時点で、59年4月までが遡及納付可能な期間であったことなどを踏まえると、申立期間②については時効により国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

3 申立期間③について、申立人は、当時、社会保険事務所の職員が自宅を訪れた際、国民年金保険料の免除申請について説明を受けたので、申立期間③に係る免除申請手続が行われたのではないかとしているが、免除申請書類の記載等についての具体的な記憶は無い上、オンライン記録から、平成18年4月25日と同年11月14日に、申立人に対して戸別訪問が行われていることが確認できるが、同年4月25日の戸別訪問においては、申立人に対し免除申請書類を渡したこと、同年11月14日の戸別訪問においては、申立人が保険料の免除を拒んだことも併せて記録されていることから、申立期間③に係る免除申請手続が行われたとは考え難い。

また、申立人が居住する町を管轄する年金事務所において、申立期間③の年度である平成17年度及び18年度に係る免除申請受付簿を確認しても、申立人の名前は見当たらなかった。

4 このほか、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立期間③について保険料を免除申請していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和42年1月から44年8月までの期間及び57年8月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立人の平成17年5月から18年12月までの国民年金保険料が免除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から平成元年2月までのうち1年間又は2年間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から平成元年2月までのうち1年間又は2年間

昭和55年7月にA町に転居後、役場で国民年金保険料の免除申請を行った。昭和55年7月から平成元年2月までのうち1年間又は2年間は、免除申請が受理されているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い上、申立人は、保険料の免除申請を行った時期についての具体的な記憶は無く、免除申請が認められた期間についても、「1回か2回は免除申請が認められているはずである。」と述べるなど、明確であるとは言い難く、免除申請が行われた時期及び免除されていた期間が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものであり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年度中に払い出されたものとみられるが、当該記号番号に係るA町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料の免除申請が行われた形跡は無い上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を申請免除していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和55年7月から平成元年2月までのうち1年間又は2年間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月、同年3月及び9年3月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない、

また、平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月及び同年3月  
② 平成9年3月から10年3月まで  
③ 平成11年10月から12年3月まで

申立期間は国民年金保険料の申請免除期間であるが、母親が、この期間の保険料を追納してくれた。このうち申立期間③については、平成21年に自分でも追納したが、それ以前に母親が追納していたはずであるので、重複して納付しているのではないか。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は国民年金保険料の申請免除期間（申立期間③の保険料については、平成21年6月に追納されている。）であり、制度上、申請免除期間の保険料を追納する場合、社会保険事務所（当時）に追納の申込みをしなければ納付書が作成されないが、オンライン記録をみても、申立期間①及び②について、追納の申込みが行われた形跡は無く、申立期間③についても、平成21年6月の追納以前に追納の申込みが行われた形跡は無い上、同年同月の時点では、申立期間①及び②は、時効により保険料を追納することができない期間である。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親が保険料を追納してくれたとしているが、申立人の母親に聴取しても、申立期間に係る保険料の追納についての具体的な記憶は無い上、追納の申込みや納付書を受け取った記憶も無いとしている。

加えて、申立期間について、申立人の母親が、国民年金保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。また、申立期間③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1062

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで

申立期間当時は、自営業をしていた父親の下で働いていた。国民年金保険料は、父親が納付しており、私の年金を掛けていると何度も聞いていた。当時は、地区の婦人会か、組の会計をしている人が、集金に回っていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、その時点では、申立期間の大部分は、特例納付を除き時効により国民年金保険料を納められない期間であるが、申立人は、保険料の遡及納付についての記憶は無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1063

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年3月まで

短大が夏休みの時期に、集金人に言われて国民年金に加入する書類を記入した。それから1年半くらい後に、集金人に、もう一度書類を書いてほしいと言われたので、名前を間違えないようにしてほしいと言ったことを記憶している。国民年金保険料は、父親が集金人に支払っており、その都度、帳面に割り印をしていた。両親や妹の保険料はきちんと納付されており、私だけ記録が抜けているのは不思議なので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の父親も他界しているため、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった時期から国民年金に加入していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、申立人は、当該国民年金手帳記号番号により47年4月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付状況をみると、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和49年2月に、遡及して被保険者資格を取得した47年4月から48年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、こうした遡及納付の状況からも、申立人が、申立期間当時

から国民年金に加入し、保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1064

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から55年3月までの期間及び平成9年7月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から55年3月まで  
② 平成9年7月から10年2月まで

申立期間①については、母親が私の国民年金加入手続や国民年金保険料納付をしてくれていたと思う。集金人が来ていたことは覚えている。

申立期間②については、退職してから自営の会社の厚生年金保険に加入するまでの期間であるが、社会保険事務所(当時)で、この期間は国民年金に加入しておいたほうがよいと教えてもらった。国民年金保険料の振込用紙が送られてきたので、支払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年2月に、申立人の弟と連番で払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃、申立人の弟の加入手続と同時に行われたと考えられる上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の弟共、上記の国民年金手帳記号番号により、それぞれ20歳まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているが、申立人の弟についても、申立人と同様に、20歳到達月から昭和55年3月までの国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間②を含む平成9年7月から10年6月までの国民年金被保険者期間の国民年金保険料について、申立期間②前に勤務していた

事業所を退職した半年ぐらい後に、社会保険事務所で指摘を受けたため、順次、納付を開始したと思うと供述しているが、オンライン記録から、当該国民年金被保険者期間のうち、申立期間②直後の10年3月から同年6月までの期間の保険料については、12年4月から同年7月にかけて過年度保険料として遡及納付されていることが確認でき、この遡及納付が開始された時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

その上、オンライン記録によると、平成12年4月17日に、10年7月21日の国民年金被保険者資格喪失記録の追加処理が行われているが、申立期間②当時は既に基礎年金番号が導入されていた時期であることから、仮に申立人が、申立期間②当時に国民年金被保険者資格の取得手続を行っていたと想定した場合、12年4月17日に、遡及して被保険者資格喪失記録の追加処理が行われる可能性は考え難い上、この被保険者資格喪失処理と同日に、それまで昭和61年4月1日となっていた最初の国民年金被保険者資格喪失年月日が、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録に合わせて、同年3月24日に訂正されていることを踏まえると、この時期に、申立人の国民年金手帳記号番号の基礎年金番号（厚生年金保険記号番号が基礎年金番号となっている。）への統合処理が行われ、この時、申立期間②を含む平成9年7月から10年6月までの期間について、国民年金の加入期間として追加されたと考えるのが妥当である。

こうした状況に加えて、上述の納付状況を勘案すると、申立人は、加入記録が追加された時点で保険料の遡及納付を開始したものの、申立期間②については時効により保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1065

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月、58年11月、61年10月及び平成13年6月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月  
② 昭和58年11月  
③ 昭和61年10月  
④ 平成13年6月から同年8月まで

申立期間①から③までの期間に係る国民年金保険料については、市又は社会保険庁(当時)から、未納分を納めるよう連絡を受け、市役所内の銀行窓口で納付した。

申立期間④の国民年金保険料については、届いた納付書により、コンビニエンスストア、銀行、郵便局のいずれかで納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成7年10月頃に払い出されたとみられ、オンライン記録から、申立期間①から③までの期間については、同年11月に、遡及して国民年金の被保険者期間として追加処理されていることが確認できる。ところ、申立人は、「平成7年7月分の国民年金保険料を納付後、申立期間①から③までの期間に係る納付書が送られてきた。」としているが、申立期間①から③までの期間が国民年金の被保険者期間として追加された時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間④については、オンライン記録において、国民年金の未加入期間となっているところ、申立人自身も申立期間④に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を行った記憶は無いとしており、申立期間④が未加入期間であることに不自然さは見当たらず、未加入期間について、誤って国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 34 年 10 月 1 日にA社のB営業所からC営業所に転勤した。  
社会保険庁(当時)の記録では、転勤直後の申立期間の標準報酬月額が1万4,000円となっており、申立期間直前の標準報酬月額1万6,000円よりも低く記録されていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C営業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、転勤直前の昭和34年9月が1万6,000円であるにもかかわらず、転勤直後の同年10月の資格取得時決定では1万4,000円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、基本給が毎年昇給していた時期に標準報酬月額が低くなるとは考えられないと申し立てている。

しかし、A社C営業所の事業を継承したD社C支社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、A社B営業所及び同社C営業所のオンライン記録によると、申立人と同時期に同職種で、同社B営業所から同社C営業所に転勤した複数の同僚の標準報酬月額も申立人と同様に減額されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なって減額されているという事情は見当たらない。

さらに、A社C営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1708

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額されている。当時の給与が減額された覚えは無いので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、減額されていないことを確認できる給与明細書等は無いものの、申立期間にA社から得ていた報酬が減額された覚えは無いと申し立てている。

しかし、A社に申立人の申立期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、「当時の資料が残っておらず、不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、訂正等不自然な点は見られない。

このほか、申立期間において、申立人の標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1709

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで  
昭和 59 年 4 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日に同じ会社で資格取得した記録となっているが、一度辞めて再入社したことは無い。正しくは同年 5 月 21 日の資格喪失となるはずであり、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社（現在は、B社）に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚の被保険者記録を調査したところ、複数の同僚について申立人と同様に被保険者記録の欠落がみられ、これらの同僚のうち一人は、「会社は経営が厳しく、保険料も払えず、支払いが滞っていると聞いた。」と供述していることから、同社の事業主は従業員の一部について、一時的に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「A社は清算されて、当時の資料が残っていないため、はっきりしたことは分からない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和59年4月27日に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

A社は、父親が経営していた会社であり、継続して勤務していたのに、申立期間の記録が空白となっているのは納得がいかない。B社も父親が経営しており二つの会社を行ったり来たりしていたので、そちらで加入していたかも知れないので調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親の経営するA社に継続して勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、昭和 39 年 7 月資格取得、42 年 9 月 21 日離職となっており、申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号\*番で昭和 39 年 7 月 1 日資格取得、40 年 12 月 1 日資格喪失、健康保険整理番号\*番で 41 年 10 月 1 日資格取得、42 年資格喪失の記録がある上、申立期間において申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社は既に廃業していることから、申立人の父親が同じく経営していたB社に照会したところ、「A社は、申立人の父親が経営していたが既に死亡しており、当時の資料は残っていないため申立人の厚生年金に係る状況は不明。」との回答があり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生

年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、B社での被保険者資格の取得の可能性も主張しているが、当該事業所の健康保険厚生年金被保険者原票の健康保険整理番号\*番（昭和40年8月8日資格取得）から\*番（42年3月1日資格取得）までに申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで

私は、A社を経営していたが、社会保険の事務手続は親会社であるB社で行われていた。実際に給与として入金された額と、社会保険事務所（当時）へ届けられた金額に差があることは知らなかったので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間前の標準報酬月額は、当時の最高額である 53 万円と記録されているところ、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までが 20 万円、4 年 4 月から 5 年 3 月までは 9 万 8,000 円と大幅に低くなっていることが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は「給与明細の保存は無く、当時の事務担当者も他界しているため、申立期間に係る資料は何も残っていない。」と供述しており、申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人は、「社会保険の事務手続は親会社であるB社で行われていた。」としているが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の代表取締役である申立人の父は既に他界していることから、賃金台帳等の関連資料について確認することができない。

さらに、オンライン記録を確認しても標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで  
申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1713

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月頃から 60 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 59 年 2 月頃、A社にアルバイトとして入社し、60 年 10 月まで勤務した。年金事務所の回答には、申立期間の加入記録が記載されていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚について、オンライン記録によりA社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、本人が記憶する入社日から約8か月後に被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立人が昭和 60 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 10 月 12 日に資格喪失していることが当社の台帳に記載されている。」と回答している上、申立人の同社における雇用保険の加入記録によると、同年 2 月 11 日資格取得、同年 10 月 11 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1714

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 5 日から 35 年 7 月 21 日まで  
昭和 35 年に会社を辞めたが、次の会社に行くつもりだったので、脱退手当金をもらっていない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険番号の前後 100 人の中の女性 78 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 7 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者であって、同社のみで受給要件を満たした者 27 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録があり、18 人全員について資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、被保険者名簿の申立人の氏名は、A社を退職した後の昭和 35 年 11 月 8 日に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1715

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 25 日から 40 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで

脱退手当金の支払日には、結婚してA県からB県に住所を移しており、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B事業所を同時期に退職し受給記録が存する同僚は、「脱退手当金については、退職時にC課D係の担当者に教えてもらい手続をした。」旨供述していることから、申立人についても同様に事業所を通じて脱退手当金の請求があったものと考えことに不自然さは無い。

また、申立人には、申立期間前後に本来脱退手当金の請求対象とすべき厚生年金保険被保険者期間があるものの、いずれも1か月未満と短い上、申立人は、「厚生年金保険に加入していたことを知らなかった。」と供述していることから、当該期間が請求期間となっていないことに不自然さは無い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1716

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 1 日から 31 年 7 月 10 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 18 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年3月18日の前後2年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たしている同僚9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から9か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月5日から31年8月2日まで  
私は、脱退手当金を受給した記憶も、その手続をした覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年8月2日の前後2年以内に資格喪失し、当該事業所において受給要件を満たす同僚26人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に脱退手当金の支給記録があり、うち21人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1718

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月 20 日から 38 年 10 月 20 日まで

A社B事業所(現在は、C社)に勤務した期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月28日に支給決定されている上、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C社に照会したところ、「当時、退職者に対して、脱退手当金の説明をし、事業所が代理請求をしていた。」との回答を得た上、当該事業所において脱退手当金支給記録のある複数の同僚が「退職時に事業所に手続をしてもらい脱退手当金を受領した。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1719

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月20日から26年12月25日まで  
申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が記載され、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和27年1月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間に係る事業所を昭和26年12月に退職後、昭和34年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月21日から36年5月3日まで  
退職時に事業所から脱退手当金の説明も無く、脱退手当金を一切もらっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後100人に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年5月3日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たす同僚5人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年11月21日支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、被保険者名簿の申立人の氏名は、A社B事業所を退職した約1か月後の昭和36年5月26日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年11月21日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1721

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 21 日から 38 年 11 月 1 日まで  
私は、年金事務所から、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 11 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たしている同僚 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 11 人について資格喪失日から約 6 か月以内に支給がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1722

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 26 日から 44 年 2 月 27 日まで

A事業所にはB市に住んでいた時に勤務していたが、夫が転勤することになり、C県D市に転居したため、昭和44年2月に退職した。年金記録では脱退手当金を受給した記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近くの金融機関に提示し、受給する扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1723

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 23 日から 34 年 2 月 2 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 4 月 23 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付裁定のための回答日を示す「回答済 34. 3. 11」の印が押されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 2 月 2 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ受給要件を満たしている同僚 20 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1724

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月3日から29年1月18日まで

私は結婚のため昭和29年1月にA社を退職し、2月に結婚し、B市に引っ越した。その後、31年\*月に子供が生まれるまでC市には帰っていないため、脱退手当金の手続をしておらず、脱退手当金をもらっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50名に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年1月18日の前後2年以内に資格喪失し、資格喪失後6か月以内に再取得していない受給要件を満たす同僚9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人について6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に脱退手当金が支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月15日から34年5月頃まで

私は、中学校を卒業し、別の会社に2年ぐらい勤務した後、父親の知り合いが事務長をしていたA社（現在は、B社）へ入社した。4、5年勤務したと思うが期間については覚えが無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している複数の同僚の供述及び同僚が作成した証明書から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人に係る資料は無く、不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1726

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 2 日から 45 年 1 月 11 日まで  
私は、親が病気で入院したため昭和 45 年 1 月に A 社を退職した。退職後、4、5 か月間看病をしていたため、脱退手当金の請求手続きをしておらず、脱退手当金をもらっていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は、「当時退職者に対して脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって代理請求をしていた。」と回答しているところ、申立人と同時期に退職し支給記録が存する女性は、「事業所が代理請求した脱退手当金を親が受領した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 3 月 26 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 16 日から 11 年 4 月 1 日まで  
私は、A社で平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月末日まで正社員として勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 10 年 12 月 16 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況についての供述を得ることはできなかった。

また、閉鎖登記簿謄本により判明したA社の元取締役役に厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除等について照会したところ、「当時の資料は無いため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、健康保険被保険者証の回収年月日は平成 10 年 12 月 18 日となっている。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、平成 10 年 4 月 1 日資格取得、同年 12 月 15 日離職となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。